

平成21年5月21日から

# 裁判員制度が始まります



## 裁判員制度とは

裁判員制度は、選挙人名簿登録者（有権者）の中からくじで選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

## 裁判員候補者名簿記載通知が届きます

裁判員裁判の実施に向けて、水戸地方裁判所では、茨城県内の市町村選挙管理委員会がくじで選んで作成したデータに基づき、平成21年の裁判員候補者名簿を作成します。



裁判員候補者名簿に載った方には、12月10日ごろまでに、名簿に記載されたことのお知らせ（名簿記載通知）と調査票をお送りします。

調査票では、次のことについてお尋ねします。

- ① 裁判員になることができない職業に就いているかどうか（就職禁止事由の有無）
- ② 1年を通じての裁判員の辞退希望の有無・理由
- ③ 月の大半にわたって裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、2ヵ月を上限として、その特定の月における辞退希望の有無・理由

調査票をお送りするのは、このような事情をお尋ねすることにより、辞退理由等に該当する方が裁判所にお越しいただかなくてもすむように、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためです。

## 茨城県内では……

来年1年間に必要な裁判員候補者を7,600人と決定し、その方に名簿記載通知を送ります。県内の選挙人名簿登録者は6月現在で約242万4,000人で、確率はおよそ319人に1人となります。**五霞町の裁判員候補者数は26名です。**

### ★裁判員選任までの流れ★

#### ◆11月頃まで

翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

#### ◆12月頃まで

裁判員候補者名簿記載通知書を送付します。

平成21年5月21日  
裁判員制度スタート!

#### ◆裁判の6週間前までに

事件ごとに名簿の中からくじで候補者を選びます。選任手続期日のお知らせ（呼出状）を送付します。

#### ◆裁判の当日

選任手続期日  
6人の裁判員を選任します。

#### ○お問い合わせ

水戸地方裁判所

刑事訟廷事務室裁判員係

☎029(224)8237